

## 資料編

- 策定体制と経過
- 多摩川沿い地区の景観形成を考える座談会の実施状況
- 多摩川沿い景観形成地区景観形成計画・景観形成基準にかかるとパブリックコメント実施結果

## ● 策定体制と経過

### (1) 青梅市多摩川沿い景観形成地区検討委員会

区 分	役 職	
委員長	都市計画課長	
副委員長	公園緑地課長	
委 員	企画調整課長	商工観光課長
	環境政策課長	建築営繕課長
	農林課長	計画調整担当主幹

### (2) 策定経過

年度	月 日	座談会	パブリックコメント	検討委員会	景観審議会
25	5月 2日			第1回	
	6月 12日			第2回	
	7月 8日			第3回	
	10月 1日			第4回	
	10月 25, 26日	第1回			
	11月 27日			第5回	
	1月 20日			第6回	
	2月 7, 8日	第2回			
	3月 3～17日		第1回 多摩川沿い景観形成地区 指定エリア(案)について		
	3月 28日			第7回	
26	4月 23日				諮問 多摩川沿い景観形成地区 指定エリア(案)について
	7月 25日			第8回	
	10月 2日			第9回	
	10月 17, 18日	第3回			
	11月 17日			第10回	
	1月 24日	第4回			
	2月 2～16日		第2回		
	3月 25日			第11回	
27	5月 8日				諮問

## ● 多摩川沿い地区の景観形成を考える座談会の実施状況

多摩川沿い景観形成地区景観形成計画・景観形成基準の策定にあたり、多摩川沿い地区の景観形成について、地域住民との意見交換を行うため、下記のとおり全4回の座談会を開催しました。

	開催場所	開催日	主な内容	参加者数
第1回	沢井市民センター 釜の淵市民館 青梅市総合体育館	平成25年 10月25、26日	・多摩川沿い景観形成地区のエリア設定の考え方と範囲(案)について	18人
第2回	釜の淵市民館 河辺市民センター	平成26年 2月7、8日	・多摩川沿い景観形成地区の範囲(案)について ・届出対象行為と景観形成基準(案)について	6人
第3回	沢井市民センター 釜の淵市民館 青梅市総合体育館	平成26年 10月17、18日	・届出対象行為と景観形成基準(案)について ・景観形成主要施策(案)と景観形成重要資源の指定について	8人
第4回	青梅市役所	平成27年 1月24日	・届出対象行為と景観形成基準(案)について ・景観形成主要施策(案)と景観形成重要資源の指定について	11人
				計43人

※第2回座談会について、沢井市民センターでの開催は悪天候のため中止となった。



## ● 多摩川沿い景観形成地区景観形成計画・景観形成基準にかかる

### パブリックコメント実施結果

多摩川沿い景観形成地区景観形成計画・景観形成基準の策定にあたり、市民意見を反映するため、計2回のパブリックコメントを実施しました。

#### (1) 第1回パブリックコメント

【内 容】 多摩川沿い景観形成地区の指定エリア（案）について

【実施期間】 平成26年3月3日～3月17日

【意見提出者】 4人

意見要旨	市の考え方
<p>釜の淵公園周辺はカヌー競技が盛んな地域として市内外から多くの人々が訪れ親しまれていることから、カヌー競技環境の保全が必要。多摩川の流れを縁取る岸線の緑を積極的に保全し、カヌー競技に訪れる人の需要を喚起し、継続的に市街地景観を整え守る。(多摩川沿い景観形成地区案は考え方を示すものであり、個別の案件は別になると理解している)例：釜の淵水泳場周辺におけるカヌー競技環境保全、区間：釜の淵公園水泳場から鮎美橋周辺までの数キロメートル</p>	<p>釜の淵公園については、市民の憩いの場、市外からも多くの人々が訪れる青梅市の「顔」として、良好な景観の保全・形成が必要な場所と認識しています。多摩川沿い景観形成地区については、崖線緑地の保全を考慮し、上流から下流まで連続する形で崖線緑地をエリアに含めており、今後、樹木の伐採等を適切に誘導できるよう、景観形成基準の検討をしていきます。</p>
<p>羽村の堰までしかないサイクリング道路を御岳まで延長する。 多摩川沿いのサイクリング道路は東京湾までつづくそれぞれの街の憩いの場である。事故が起きないように区分と増水時の対策（四万十川の沈下橋のような）を行い、特徴のある休憩所などを設けてはどうか。</p>	<p>多摩川沿い景観形成地区は、今後「景観形成基準」を定め、それにもとづく景観誘導を図っていくエリアを定めるものであり、具体の整備等を定めるものではありません。なお、上流域から下流域まで連続する川沿いのサイクリング道路を整備することは困難であることから、昨年に策定した「青梅市多摩川沿い地区景観形成基本計画」では、「既存の道路・遊歩道を活用した川を楽しむ散策コースの連続性の向上、サイン等の必要な整備の実施」を施策として位置づけています。</p>
<p>サイクリング道路、遊歩道の脇にメドウガーデンやビオトープをつくる。 荒地のような場所がほとんどだと思うので、できる範囲でボランティアなどを募り無理せずつくっていったらどうか。一年草（矢車草など）に特化すれば可能かと思う。ビオトープに関しては定期的な手入れが必要なため、管理所を常設しなければいけないかもしれないが、生物多様性という観点からみれば昔いたギギ（なまずの仲間）や糸トンボは少なくなっているのは紛れもない事実である。若い人たちに住んでみたいと思ってもらうため、教育の一環として身近で安全な自然環境を提供して青梅市ならではの特徴を強く打ち出してほしい。 首都への通勤圏にあって、皆が住みたい街を目指した特異な取り組みとして、まず河川沿いの整備をしてほしい。</p>	<p>多摩川沿い景観形成地区は、今後「景観形成基準」を定め、それにもとづく景観誘導を図っていくエリアを定めるものであり、具体の整備等を定めるものではありません。なお、河川区域内でのメドウガーデンやビオトープ整備については、河川管理者である国や都との調整が必要になります。また管理等にあたっては、ご指摘のように地域住民の方等の協力が必要になると考えます。</p>

<p>多摩川沿いの景観形成地区の中流地域には、「青梅駅周辺景観形成地区」と「釜の淵公園」等の観光価値のあるエリアが散在しているが、それらを生かしきるような施策が見受けられないと感じる。特に「釜の淵公園」は、入口が解りにくく、すばらしい公園でありながら訪れる人も少なく、税金の無駄使いの感が否めない。もう少し工夫があってもよいのではないか。青梅を訪れた観光客等が、迷いなく釜の淵公園を訪れて、多摩川沿いの風景を楽しみながら散策できるコースの計画があってもよい。</p>	<p>「青梅駅周辺景観形成地区」と「釜の淵公園」を有機的に結びつけることは重要であると考えており、多摩川沿い景観形成地区のエリアは、青梅駅から釜の淵公園への回遊性を考慮して設定しています。今後、景観形成地区内での良好な景観形成の取組みを進めるとともに、アクセス性を高めるためのサイン整備等については課題と捉えています。</p>
<p>「青梅駅周辺景観形成地区」についても、もう少し「色香」を感じさせる町並みにしてもよいのではないかと思う。このままでは「老いた町」になると感じている。</p>	<p>「青梅駅周辺景観形成地区」では、「青梅駅周辺地区景観形成計画および景観形成基準」にもとづき、景観形成を図っています。今後、必要と判断される場合には、景観形成基準等の見直しを図ることも考えられます。</p>
<p>景観形成地区の計画を見てその範囲の狭さに正直びっくりした。青梅市が自らの郷土の価値を見直し、守ろうという方向にやっと動きだしてくれたのは喜ばしいことである。ぜひ実のあるものにしてほしい。その為には少なくとも景観形成地区の範囲を広域にする必要がある。特に河辺・千ヶ瀬の崖線（郵便局の下）から千ヶ瀬バイパスに降りて多摩川を渡り長淵丘陵に至る範囲は形成地区に入れるべきと考える。すでに見苦しい広告物が設置され、景観にそぐわないマンションが増えており“ふるさと”に過度の悪影響を与えている。これ以上“ふるさと”が奪われないように切に願う。</p>	<p>多摩川沿い景観形成地区については、多摩川および多摩川と一体的に眺められるような市街地を含めたエリアを設定し、多摩川の豊かな自然景観を活かした景観形成を図っていきたくと考えています。ご指摘のエリアについては、「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづく一般地区として、マンション等の規模の大きい建築物の建築等に対しては、一般地区景観形成基準にもとづく指導を行っています。</p>

## (2) 第2回パブリックコメント

【内 容】 「多摩川沿い景観形成地区景観形成計画・景観形成基準（原案）」について

【実施期間】 平成27年2月2日～2月16日

【意見提出者】 6人

意見要旨	市の考え方
<b>多摩川沿い景観形成地区の範囲」に関する意見</b>	
<p>景観形成地区の範囲を見たが、個人所有地にも関わらず、木竹等の成長による伐採も制限される一方で、区域の管理は所有者が行わなければならないという理不尽さを感じる。区域は市街化調整区域のラインから一律20mと記されているが、地域的な状況を鑑み、所有者の考えを尊重して景観形成地区の範囲を調整していただきたい。</p>	<p>「青梅市多摩川沿い景観形成地区景観形成計画・景観形成基準」の多摩川沿い景観形成地区の範囲については、昨年度、座談会やパブリックコメントを通じて、市民意見を反映する形で検討し、青梅市景観審議会の答申を経て先行して決定しております。</p> <p>また、木竹等の伐採については、通常管理行為や軽微な行為は景観形成基準の届出の対象とはなりません。</p>

意見要旨	市の考え方
<b>景観形成計画に関する意見</b>	
<p>既設の左岸遊歩道を下流方面に延長し、入口を軍畑大橋近辺にも作る。また、軍畑駅、吉野街道の駐車場からのアクセスの向上を図る。</p> <p>遊歩道から見える建物等を撤去し、景観の向上を図るべき。</p>	<p>多摩川沿いの遊歩道については、「青梅市多摩川沿い景観形成地区景観形成計画・景観形成基準」において既存遊歩道や道路を活かした散策ルートの方角性を位置付けています。個別具体の整備については、今後各分野の計画にもとづき取組みを進めることとなります。</p> <p>なお、多摩川沿いの遊歩道の整備に当たっては、貴重な植物など周辺環境や景観に配慮してまいります。</p>
<p>市で所有者から区域すべてを買い上げ、沢井から御岳に続いている多摩川沿いを歩く遊歩道を整備してほしい。</p>	<p>釜の淵公園については、「青梅市多摩川沿い景観形成地区景観形成計画・景観形成基準」において、現状の課題を整理した上で、さらなる釜の淵公園の魅力向上を図ることを位置付けています。</p> <p>なお、施設整備やルールについては、河川管理者との調整と併せ、庁内で検討してまいります。</p>
<p>既存の駐車場は休日となると常に満車となるため、公共交通を利用して楽しめるよう、遊歩道の更なる整備を望む。なお、遊歩道の整備にあたっては景観を形成している崖線の貴重な植物への配慮をお願いする。</p>	<p>青梅市多摩川沿い景観形成地区景観形成計画・景観形成基準にもとづき施策を進めてまいります。</p>
<p>釜の淵公園は野外キャンプのエリアを限定し、有料の施設を整備するなど川を汚させないようにルールを徹底してほしい。</p>	<p>視点場の創出は良い。ゆっくり多摩川を眺められる場所がほしい。</p>
<p>建築物や看板などが届出により規制されることは必要である。</p>	<p>青梅市多摩川沿い景観形成地区景観形成計画・景観形成基準にもとづき、景観誘導を進めてまいります。</p>
<b>その他の意見</b>	
<p>ここ数年、上流域でラフティング等により多摩川の保全を脅かす行為が繰り返されている。</p> <p>営利目的のために多摩川の自然を利用することは、保全と相反していると大勢の市民が憤りを感じている。</p>	<p>ラフティング、カヌー等のアウトドアスポーツやバーベキューといった河川空間の利用については、市として重要な課題と認識しておりますが、「青梅市多摩川沿い景観形成地区景観形成計画・景観形成基準」は、多摩川沿い地区における景観形成の方角性と建築行為、樹木等についての景観に配慮すべき基準を定めるものです。</p> <p>なお、施設整備や河川利用のルールについては、河川管理者との調整と併せ、庁内で検討してまいります。</p>
<p>夏になるとラフティングの客が増えたせいで路上駐車も多く生活道路が渋滞することに困っている。ラフティング以外で観光に来ている方々にも迷惑で、美しい景観にそぐうものではないように感じる。特に、ラフティングが終わってから河原でバーベキューをしてゴミはそのまま、夏は8時近くまで騒いでいる。もうけるだけの多摩川利用ではなく、行政が管理し、河川使用料を徴収し、多摩川の保全利用に役立ててほしい。</p>	

意見要旨	市の考え方
<p>粗大ゴミが多摩川河川敷に捨てられている光景を目にする。中流から下流にかけて川岸が広がるにつれ、ゴミの量も多くなっているように感じる。また、河辺下グラウンドより 300 メートル上流付近は街灯もなく、ここ数年、ゴミ捨て場と化している現状がある。市民グラウンドの駐車場を拡大し、市民レベルのレクリエーション施設などを検討していただきたい。</p>	<p>ゴミの不法投棄については、市として重要な課題と認識しておりますが、「青梅市多摩川沿い景観形成地区景観形成計画・景観形成基準」は、多摩川沿い地区における景観形成の方向性と建築行為、樹木等についての景観に配慮すべき基準を定めるものです。</p> <p>なお、市民グラウンドの駐車場拡大については、現段階では具体的な計画はありません。</p>
<p>現実問題として、青梅市には高齢者問題、市外に流出するために発生する人口問題、交通網の整備など、景観形成地区の指定より重大な問題が山積みされていると思う。市民ながら市がどのような方向に向かおうとしているのか分からない。</p>	<p>人口減少の問題や高齢者問題等については、重要な課題と認識しており、第 6 次青梅市総合長期計画や各分野別の計画にもとづき取組みを進めることとなります。</p> <p>なお、「青梅市多摩川沿い景観形成地区景観形成計画・景観形成基準」は多摩川沿いの良好な景観の保全・形成の方針や基準を示したものです。</p>